大槌町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査要領

（目的）

第１　この要領は、「大槌町学校給食調理等業務委託」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

（審査の方法）

第２　契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

（１）審査委員

審査委員は、「大槌町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」の定めるところによる。

（２）企画提案、事業実施能力等に関する審査

ア　各項目における点数の合計点は 100 点とする。

イ　審査項目及び配点は、別紙１「大槌町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査表」のとおりとする。

（３）プロポーザル審査の対象

町が別に定める提案書等の関係書類及びプロポーザル提案者からの説明等（プレゼンテーション）とする。

（４）審査の方法

審査は、別に示す「大槌町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査表」のとおり行う。個々の配点は、全ての審査事項において基準配点に以下の評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。配点は小数点第２位以下を四捨五入し、小数点第１位まで求める。

評定	評価区分	配点比率
A	優秀である	配点×1.0
B	満足である	配点×0.8
C	平均的である	配点×0.6
D	物足りない	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2

（５）契約候補者の決定方法

審査委員会の審査及び協議による合計点で順位を付す。

各審査委員の採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点により、順位を付す。採点結果に基づき、予算の範囲内で契約候補者を１者選定する。

（６）複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

（７）応募者が１者の場合又はない場合の取扱い

提案者が１者の場合も審査を行う。

提案者がない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

（その他）

第３　この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和８年 10 月 30 日から施行する。

大槌町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査表

項目		評価基準	配点			
			配点	評定	点数	項目計
事業者	会社概要	安定的、確実に業務を履行できる能力がある	5			/15
	業務実績	学校給食調理等業務の受託実績が豊富である	5			
	学校給食への基本的な考え方	教育の一環としての学校給食に深い理解を有し、食の面からの教育に携わることの重要性を認識し、その目的達成のための努力をしている	5			
実施体制	従事者の配置計画及び業務運営体制	仕様書で示す従事者の数、資格、経験年数を満たしており、万全な体制で業務が実施できる配置となっている	5			/50
		従事者の継続雇用、地元雇用に重きを置いている	20			
		業務開始までの採用、研修、業務引き継ぎ体制が確立されている	5			
	衛生管理体制	学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアルなどに基づいて、学校給食調理実績を生かした改善、工夫による衛生管理体制が確立されている	5			
		従事者の健康管理(定期的な健康診断、検便等)が確実に実施される体制が確立されている	5			
	危機管理体制	調理における事故、災害等の発生時の対応及び防止策が確立されている	5			
		事故発生時の保障体制が確立されている	5			

貢献意欲	特定テーマ（業務への意欲、大槌町への貢献）	業務を通じた町への貢献意欲を強く持っている	15			/15
価格	見積書	提案内容に対して適正な見積額を提示している	10			/10
総合	総合評価	本業務の目的を十分理解した提案となっている	10			/10
		合　計	100	/100		

評定	評価区分	配点比率
A	優秀である	配点×1.0
B	満足である	配点×0.8
C	平均的である	配点×0.6
D	物足りない	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2